

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

倉吉市

## 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

### (1) 現況

倉吉市は、鳥取県の中央部に位置し、その市域は大きく倉吉盆地、北条平野、灘手低湿地地帯、大山火山灰台地、山地の5つの地形に区分することができ、森林面積は約68パーセントを占めている。また、河川は倉吉市関金町から流下する小鴨川、さらに西側から志村川、北谷川、多くの支流をもつ国府川が市街地の北西部で合流して小鴨川となり、これが上灘北西部で三朝町から流下する天神川と合流し日本海に注いでいる。

こうした地形条件から河川周辺には豊かな水田地帯が、一方南西部の大山山麓に及ぶ火山灰台地には畑作を中心とした農用地が広がっており、農業生産活動を通じて、国土の保全、水源のかん養、良好な景観形成等の多面的機能を発揮している。しかしながら、担い手の高齢化、減少等により耕作放棄が増加等することにより国土の保全、水源かん養等の多面的機能の低下、また、平場地域との生産条件の格差が懸念されており、これらの生産コスト差を是正する取組を行うことが必要である。

また、この豊かな自然環境を守るため、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い農業の生産方式を普及することが必要となっている。

### (2) 目標

(1)を踏まえ、倉吉市では、法第3条第3項第1号及び第2号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

また、法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第 6 条第 2 項第 1 号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	別紙地図 1 のとおり	法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業
②	別紙地図 2 のとおり	法第 3 条第 3 項第 2 号に掲げる事業
③	別紙地図 1 のとおり	法第 3 条第 3 項第 3 号に掲げる事業

4 法第 6 条第 2 項第 1 号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

- 1 法第 3 条第 3 項第 1 号の事業においては、鳥取県、農業団体、集落、鳥取県農地・水・環境保全協議会等と連携して事業の推進を図ることとする。
- 2 法第 3 条第 3 項第 2 号及び第 3 号の事業においては、鳥取県、農業団体等と連携して事業の推進を図ることとする。
- 3 法第 3 条第 3 項第 2 号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

1 対象地域及び対象農用地

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担

部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

#### ア 対象地域

(ア) 特定農山村法指定地域…旧上井町、旧関金町全域

(イ) 知事特認基準対象地域

a 農林統計上の中間農業地域及び山間農業地域…旧高城村、旧北谷村、旧小鴨村、旧上小鴨村

b 3法指定地域に地理的に接する農用地(3法指定地域に接する集落(3法指定地域からの地形が連続している地域内の集落を含む。)の区域)…旧西郷村、旧上北条村、旧倉吉町

#### イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 市長の判断によるもの

緩傾斜農用地

田 1/100 以上 1/20 未満、畑8度以上 15 度未満の傾斜農用地を対象とする。

(ウ) 鳥取県知事が地域の実態に応じて指定する地域

a 急傾斜農用地

b 急傾斜と連担する緩傾斜農用地(田 1/100 以上 1/20 未満、畑 8 度以上 15 度未満)

(2) その他留意すべき事項

ア 既耕作放棄地については、次のとおり取り扱うこととする。

(ア) 既耕作放棄地を協定の対象とすることについては、集落協定の場合は集落、個別協定の場合は認定農業者等の判断に委ねるものとする。

(イ) 既耕作放棄地を集落協定や個別協定に位置づけた場合には、平成 31 年度までに既耕作放棄地を復旧又は林地化することを条件に当該既耕作放棄地を協定認定年度から交付金の交付対象とする。

なお、林地化する場合は、農地転用許可を得た上で、当該農用地が将来確実に林地になると見込まれる植林がなされるものとする(「林地化」については以下同じ。)

- (ウ) 集落協定又は個別協定に位置づけられない既耕作放棄地(協定農用地の生産活動に影響があると協定申請者が判断したもの)についても協定農用地の農業生産活動等に悪影響を与えないよう既耕作放棄地の草刈り、防虫対策等を行う。
- イ 限界的農地については、維持すべき農用地であるか否かを検討し、適宜、林地化を推進することとする。また、林地化を行う場合においては、集落協定にあらかじめ平成 31 年度までに林地化するための準備を行い、植林すると位置付けられている場合は、平成 31 年度まで交付金の交付の対象とする。
- ウ 自然災害を受けている農用地については、平成 31 年度までに復旧し農業生産活動等を実施する旨が集落協定に位置付けられている場合には、協定認定年度から交付金の交付対象とする。
- また、協定締結後に協定農用地が自然災害を受けた場合は、当該協定の申請者は当該農地の復旧計画を市長に提出するとともに、当該復旧計画を協定に位置付けることにより、引き続き交付金の交付対象とすることができる。
- エ 国、地方公共団体等が所有する農用地については、国、地方公共団体並びに国及び地方公共団体の持分が過半となる第3セクターが所有し、かつ農業生産活動等を行っている農用地については交付金の交付対象としない。
- オ 集落協定にあらかじめ位置付けられた土地改良事業又はこれに準ずる事業を、通年施行により実施している農用地については、交付金の交付対象とする。
- カ 現に耕作されていない農用地を維持管理農用地として交付金の交付対象とする場合は、耕作意思を有する者(農作業受託を行う場合は受託者)を明確にした上で、当該農用地の維持管理をしなければならない。

## 2 集落協定の共通事項

### (1) 構成員の役割分担

集落協定を締結する集落は、集落の実情に応じた協定の対象となる農用地(以下「協定農用地」という。)及び水路・農道等についての管理の方法及び管理体制を定める。

#### ア 農用地等の管理方法

協定農用地については、農業者自ら、集落内外の担い手若しくは農業生産法人等が貸借、受託等により管理する等、集落協定参加者が協定に基づき管理する。

また、水路・農道等については、集落、水利組合、土地改良区等が草刈り、泥上げ等を行う。

#### イ 集落協定の管理体制

集落協定の管理体制については、集落の構成員の役割分担を明確にすることが必要であり、代表者、書記担当、会計担当、共同機械担当、水路・農道等の管理担当等を置き、責任の明確化を図ることとする。

また、水路・農道等の管理や集落内のとりまとめ等、集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手となる者を集落協定で指名する。

(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項

ア 集落協定において、農業生産活動等及び多面的機能を増進する活動について、具体的に取り組む事項を記載する。

なお、多面的機能を増進する活動については、一つ以上の取組を選択して行うこととする。

(3) 集落マスタープラン

ア 集落協定の将来像の明確化

集落の実情を踏まえ、集落協定の参加者の総意の下に、当該協定が目指す農業生産活動等の体制整備に向けた10～15年後の目標を明確に記載することとする。

イ 具体的活動計画

アにより定めた目標を実現するための、協定認定年度から5年間の具体的な活動計画について工程表の作成等を行うこととする。

(4) 農業生産活動等の体制整備を図るための取組みとして活動すべき事項(中山間地域等直接支払交付金実施要領第6の3の(2)のアの単価(以下「体制整備単価」という。)を交付する協定にあつては必須事項であり、(3)「集落マスタープラン」の内容と整合をとること。)

ア 実施区域位置図の作成

将来にわたって適正に協定農用地を保全していくため、以下に例示される事項を実施区域位置図に記載するとともに、活動を実践することとする。

- ①農地法面、水路、農道等の補修・改良が必要となる範囲又は位置
- ②既耕作放棄地の復旧又は林地化を実施する範囲
- ③農作業の共同化又は受委託等が必要となる範囲
- ④自己施工を行う箇所、整備内容、受益する農地の範囲及び面積(A 要件「農業生産条件の強化」を選択した場合に記載)
- ⑤農地の保全活動を行う担い手、活動内容、活動農用地の範囲及び面積(B 要件「消費出資の呼び込み」を選択した場合に記載)
- ⑥その他将来にわたって適正に協定農用地を保全していくために必要となる事項に関する範囲

イ 次の(ア)、(イ)又は(ウ)のうちいずれかを選択する。

(ア)以下の要件のうち2つ以上を選択して、その活動項目における現況及び平成31年度までに達成する目標を定める。

- a 機械・農作業の共同化
- b 高付加価値型農業の実践
- c 農業生産条件の強化
- d 担い手への農地集積
- d 担い手への農作業の委託

(イ) 集落協定に新規参加者(女性、若者、NPO 法人等)の1名以上の参加(協定認定年度

以降、平成 31 年度までに参加)を得るとともに、以下の要件のうち 1 つ以上を選択し、新規参加者がその活動の主体となること。

- a 新規就農者等の確保
- b 地場産農産物等の加工・販売

(ウ)協定農用地について農業生産活動を継続し得る体制を構築し、集落協定に位置付ける。

(5) 加算措置適用のために取り組むべき事項

ア 集落連携・機能維持加算については、平成 31 年度までに、他の集落内の対象農用地を含めて協定を締結し、当該協定に基づく活動において主導的な役割を担う人材を確保した上で基準を満たす取組を行う場合に対象農用地面積に応じて加算する。

イ 小規模・高齢化集落支援加算については、平成 31 年度までに、小規模・高齢化集落内の対象農用地を含めて協定を締結した場合に、当該小規模・高齢化集落の対象農用地面積に応じて加算する。

ウ 超急傾斜農地保全管理加算については、平成 31 年度までに、協定農用地内の勾配が田で 1/10 以上、畑で 20 度以上である農地の保全等の取組を行う場合に対象農用地面積に応じて加算する。

(6) 食料自給率の向上に資するよう規定される米・麦・大豆・草地畜産等に関する生産目標  
集落協定において、主に生産している作物等の作付面積の目標を数値で記載する。

(7) 集落協定等の公表

市長は、集落協定を認定した場合には、その概要を公表する。また、市は、毎年、集落協定の締結状況、各集落等に対する交付金の交付状況、協定による農用地の維持・管理等の実施状況、生産性向上、担い手定着等の目標として掲げている内容及び当該目標への取組状況等直接支払いの実施状況を公表する。

(8) 農業委員会の役割

農業委員会は農用地の所有者と農業生産活動等を行う者との調整を行い、集落協定が円滑に締結されるよう努める。また、担い手の育成・定着を通じて持続的な農業生産の確保が図られるよう、農地基本台帳等の情報を活用し、新しい借手の発掘等の積極的な活動に努める。

(9) 農業振興地域整備計画との整合性

農業振興地域整備計画と整合性が図られるよう努める。農業の振興を図るため農用地の保全等を図る必要がある場合には、農業振興地域整備計画を見直す。

(10) その他

集落協定及び個別協定は平成 28 年度以降に締結することも可能とする。

農業生産条件の強化における、市が定める自己施工については、下記のとおりとする。

ほ場整備

区画整理

- a 畦畔の造成

- b ほ場進入路の造成
- c 心土破碎
- d 客土・土壌改良材の投入

#### 暗渠排水

- a 弾丸暗渠等の簡易な暗渠排水の敷設

#### 水路

- a 現場施行による用排水路の敷設
- b 水路(コンクリート2次製品)の設置
- c 取水、分水施設の設置
- d ポンプ場の新設・改修

#### 道路

- a 農道の新設、拡幅
- b 農道の敷砂利舗装、コンクリート舗装

#### その他

- a 地域の実情に踏まえて生産状況を向上させる改良措置

## 4 個別協定の共通事項

(1) 実施要領第4の2の(1)から(5)までのいずれかの基準を満たす農用地において、認定農業者、これに準ずる者として市長が認定した者、第3セクター、特定農業法人、農協及び生産組織等(以下「認定農業者等」という。)が、農用地の権限を有する者との間において利用権の設定等又は同一生産行程における基幹的農作業(田においては3種類以上、畑においては2種類以上、草地においては1種類以上の農作業)の受委託について次のアからカまでの事項を規定する(ただし、カについては加算措置の適用を受ける場合のみ必須事項)。

- ア 協定の対象となる農用地
- イ 設定権利等の種類
- ウ 設定権利者、委託者名(出し手)
- エ 設定権利等の契約年月日、契約期間
- オ 交付金の使用方法
- カ 加算措置適用のために取り組むべき事項

(2) 本市の認定農業者等が一团の農用地すべてを耕作する場合及び鳥取県にあつては3ha以上の経営規模を有している場合(農業従事者一人当たりの農業所得が鳥取県の都市部の勤労者一人当たりの平均所得を上回る場合は除く。)で、実施要領第6の2の(1)のアの(ウ)で定める農業生産活動等として取り組むべき事項を行う場合は、当該認定農業者等の自作地も協定の対象とすることができる。

個別協定で、体制整備単価の交付の対象となるのは、次のとおりである。

- ア 自作地を含まない協定

イ 自作地を含む協定で、実施要領の運用第7の2の(4)に定められる農用地の利用権の設定等として取り組むべき事項として平成 31 年度までに利用権の設定等又は同一生産行程における基幹的農作業(田においては3種類以上、畑においては2種類以上、草地においては1種類以上の農作業)の受託面積の合計が協定農用地面積の 10%又は 0.5haのうちいずれか多い方の面積以上増加する場合

(3) 個別協定においては、1ha以上の農用地のまとまりを求めない。

## 5 対象者

対象者は、集落協定又は個別協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う者とする。

(1) 耕作、農用地管理等を行う者(農業生産法人、生産組織、第3セクター等を含む。)を対象とする。農用地の所有者と作業の受託者等が共同して維持・管理を行っている場合等にあつては当事者間の話し合いによりいずれかを対象者とする。農業委員会等は、協定が円滑に締結されるよう、必要とあれば農用地の所有者と農業生産活動等を行う者との調整を行う。

(2) 農業従事者一人当たりの所得が鳥取県の都市部の勤労者の一人当たりの平均所得を上回る農業者については、集落協定による直接支払いの対象としない(一団の農用地の下限面積との関係もあり、このような農業者の耕作する農用地も集落協定に含めることができるが、直接支払いの対象とはしない。)が、個別協定の対象とはする。ただし、当該農業者が水路・農道等の管理や集落内のとりまとめ等集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手として集落協定で指定された者であつて、当該者の農用地に対して交付される額を集落の共同取組活動に充てる場合は、直接支払いの対象とする。

(3) 認定農業者に準ずる者とは、農地の利用集積を進める者で、地域の中核的リーダーとしての役割を果たし、地域の合意により担い手として集落協定の中に明確に位置けられた農業者等(ただし、年齢が 65 歳以下で、経営規模が 1ha 以上の意欲のある農業者等とする。)で市長が認定する者とする。

## 6 集落相互間等の連携

当市は、対象行為の取組み、生産性・収益の向上、担い手の定着、生活環境の整備の目標、米・麦・大豆・飼料作物等の生産目標等に係る取組が円滑になされるよう、集落相互間の連携の強化を図り、定期的に情報交換が行われるよう努める。

また、当市は、担い手のいない集落においても、担い手がいる集落の認定農業者等が利用権の設定等又は農作業受委託を行うことにより集落協定が円滑に締結され、農用地の適正な耕作・維持管理がなされるよう、集落の担い手の状況、担い手の意向等の把握に努めるとともに、他の担い手のいる集落等との統合及び連携に努める。

特に、高齢化等により将来に向けた農業生産活動等の体制整備が困難な限界的集落等においては、当該小規模・高齢化集落と他集落との統合及び連携に努める。また、一集落内に複



数存在する小規模な集落協定間等の統合・協定活動の連携等にも努める。

さらに、地域農業の状況等に応じて、農業公社、NPO法人、農作業受託を行う民間法人等の多様な主体の役割を明確化し、これら主体の集落協定への参加・連携、個別協定の締結等が行われるよう努める。

## 7 交付金の使用方法

本市の交付金の使用方法については、次のとおり本市のガイドラインを定めることとしたので、各集落において、これを参考にして使用方法を定めることとする。

### (1) 集落協定の場合

ア 市は、直接支払いの額を集落の代表者に対し交付する。

集落の代表者は、次のイ及びウに対して支出する。

イ 集落の共同取組の実施に次のとおり支出する。

集落協定による共同取組活動を通じて耕作放棄を防止するとの方針を踏まえること、及び自律的かつ継続的な農業生産活動の体制整備に向けた活動に資することが望ましい。

(ア) 集落協定の管理体制における担当者の活動に対する経費

(イ) 耕作放棄地の復旧等その他集落の農地の維持管理における共同の取組としての活動に要する経費

(ウ) 水路・農道等の維持管理費

(エ) 多面的機能を増進する活動に要する経費

(オ) 将来に向けて農業生産活動等を継続するための体制整備として取り組むべき活動に要する経費

(カ) 加算措置(集落連携・機能維持加算、小規模・高齢化集落支援加算、超急傾斜農地保全管理加算)適用の為に取り組むべき活動に要する経費

(キ) 既耕作放棄地の復旧又は林地化、限界的農用地の林地化を行うために要する経費

(ク) 交付金の積立・繰越(積立計画・使途計画等を明記する。)

(ケ) その他

ウ 各筆毎の耕作者に耕作面積の割合等に応じて支払うこと。

(注) 農作業受委託が行われている場合には、全作業受委託の場合は一括して作業受託者に、一部作業のみの場合は農用地所有者と作業受託者が話し合いにより、いずれかに交付した後、両者が話し合って按分する。

### (2) 個別協定の場合

市は、交付金を、個別協定により農用地を引き受けた者に交付する。

## 8 交付金の返還等

### (1) 交付金の返還

ア 協定違反となる場合

一部農用地について耕作放棄が生じ、集落内外の関係者(第3セクター等を含む。)でこれを引き受ける者が存在せず協定に違反した場合には、協定参加者に対し、協定農用地すべてについて協定認定年度に遡って交付金の返還を求める。

このような事態を防止するため、市や農業委員会は第3セクターや農協等が農用地を引き受けるよう、あつせん、指導等を行う。

なお、協定農用地の一部を集落協定に参加する新規就農者又は農業後継者の住宅用地に転用する場合であつて、市長が他に適切な住宅用地がないこと及び協定に定める活動等に支障がないことを判断した場合は、当該転用部分のみについて協定認定年度に遡って返還を求める。

#### イ マスタープランに定めた取組みが行われなかった場合

中間年における評価で集落マスタープランに定めた取組みが適切に実行されておらず、改善の見込みがない場合には次年度以降の交付金の交付を行わない。

#### ウ 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項が行われない場合

集落協定及び個別協定で体制整備単価の要件として取り組むべき事項が平成31年度までに行われなかった場合は交付金額に0.2を乗じた額を協定認定年度に遡って返還する。なお、途中の年度で協定を変更して同事項を定めた協定に関しては当該変更年度からの返還とする。

また、中間年における評価の結果、体制整備単価の交付要件として取り組むべき事項が行われず、平成31年度までに行われることが困難な場合においても同様の返還措置を講じることとする。

#### エ 加算措置に係る事項が行われなかった場合

集落連携・機能維持加算について実施要領第6の3の(2)のイの(ア)により集落協定に定められた取組のうち、人材の確保に関する取組が、協定認定年度内に達成されなかった場合は、第7の4の(5)の協定の変更により、「加算措置適用のために取り組むべき事項」を取りやめることとし、変更年度以降の当該加算措置の適用を受けることはできない。

また、平成31年度までに、集落協定に定められた取組が達成されなかった場合、又は平成30年度以降に「加算措置適用のために取り組むべき事項」を取りやめた場合には、当該加算措置について平成30年度に遡って返還する。

なお、第9の1の(4)により、集落協定にあつては、農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項が、個別協定にあつては、農用地の利用権の設定等として取り組むべき事項が、それぞれ実施されない場合の措置が講じられたときは、当該加算措置に係る交付金についてはその金額を協定認定年度に遡って返還する。

超急傾斜農地保全管理加算について実施要領第6の3の(2)のイの(イ)により集落協定に定められた取組が、平成31年度までに達成されなかった場合は、当該加算措置に係る交付金についてはその金額を協定認定年度に遡って返還する。

また、第7の4の(5)の協定の変更により、「加算措置適用のために取り組むべき事項」

を取りやめた場合には、当該加算措置について協定認定年度に遡って返還する。

なお、第9の1の(4)により、集落協定にあつては、農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項が、個別協定にあつては、農用地の利用権の設定等として取り組むべき事項が、それぞれ実施されない場合の措置が講じられたときは、当該加算措置に係る交付金についてはその金額を協定認定年度に遡って返還する。

(2) 不可抗力の場合の免責事由

次のような場合は不可抗力として協定認定年度に遡っての返還は求めないが、病気の回復、災害からの復旧等を除き、当該年度以降の支払いは行わない。

ア 農業者の死亡、高齢又は農業者本人若しくはその家族の病気その他これらに類する自由により農業生産活動等の継続が困難と認められる場合

イ 自然災害の場合

ウ 土地収用法(昭和26年法律第219号)等に基づき収用もしくは使用を受けた場合又は収用適格事業(土地収用法第3条)の要請により任意に売渡もしくは使用させた場合

エ 農地転用の許可を受けて農業用施設用地等とした場合であつて次に掲げる場合

a 農業者等が農業用施設を建設するに当たり、農用地区域内の農用地を農業用施設用地に転用した場合

b 自己施工により農道又は水路に転用した場合

c 公共事業により資材置き場等として農用地が一時的に使用される場合。この場合は、農用地として農業生産活動等が開始された年度から交付金の交付対象とする。

d 要領第4の1の(2)のイ、又は第4の3の(2)により農用地区域からの除外及び農地転用の許可手続きを経て転用した場合。この場合は、平成31年度まで交付金の対象とする。

e 地域再生法(平成17年法律第24号)第5条第4項第4号の地域農林水産業振興施設の用地とした場合であつて同法第17条の3第1項又は第2項の規定により、農地の転用の許可があつたものとみなされた場合

f 東日本大震災復興特別区域法(平成23年法律第122号)第25条第1項若しくは第2項又は第50条第1項若しくは第3項の規定により、農地の転用の許可があつたものとみなされた場合

9 市における生産性・収益の向上、担い手の定着、生活環境の整備等に関する目標

当市は、将来における持続的な農業生産活動等を可能とするため、現状と5年後の生産性・収益の向上、担い手の定着及び生活環境の整備等に関する目標と、その目標の達成のために講じる施策(新規就農者の参入、オペレーター等の募集、雇用状況の改善、認定農業者の育成、担い手への農用地の利用集積の促進、生活環境の整備等)について、地域の実情を踏まえ以下のように定める。

(1) 生産性・収益の向上に関する目標

ア 農作業の効率化を推進するため、農作業の受委託を推進する。

(ア) 集落内での農作業の受委託を推進するため、農業生産組織等の組織化を図るための助言・指導を行う。

(イ) 農作業の委託を希望する者は鳥取中央農業協同組合、農作業受託組織に申し出る。

イ 農業機械・施設の共同利用を進める。

農用地等利用改善団体、農作業受委託組織等を関係機関と連携して組織化を図り、農業機械・施設等(トラクター、田植機、コンバイン、乾燥施設等)の共同利用を促進する。

ウ 農作業の共同化を進める。

農作業の共同化を図るため、関係機関と協力して作付けの団地化を推進する。また、水稻の育苗、防除については鳥取中央農業協同組合、農作業受委託組織を中心に共同作業を行って効率的な農作業の実施を進める。

エ 農用地の連担化・交換分合等により生産性向上を図る。

集落の話し合いにより、担い手に農地が集積するよう農用地の連担化・交換分合等により生産性の向上を図る。

オ 高付加価値型農業の推進を図る。

当市が推奨する新規作物の導入、有機農業等(公的機関のガイドラインに沿ったもの)の高付加価値型農業(従来の生産体系において実現してきた付加価値を上回る見込みがあるもの)を推進する。

カ 地場産農産物の加工・販売による地域特産物の育成

集落内で生産された農産物等を使用して、それらを集落内の施設において処理又は加工し、できたものを広く販売することにより、地域特産物の育成を図る。

(2) 担い手の定着に関する目標

ア 新規就農者の参入を図る。

農業委員会と連携し、新規就農者の受け入れ先農家の確保や農業技術習得のための研修への参加を図る。また、新規就農者に対して集落内の離農者の家屋を利用・整備する等住宅の確保を図る。

イ オペレーターの育成・確保を図る。

集落のリーダー・オペレーターを、新技術習得のための研修会等への参加を図る。

ウ 認定農業者の育成を図る。

集落内の話し合いを通じて新たな認定農業者の掘り起こしを進めるとともに、認定農業者の経営研修、技術研修等々の研修会への参加を図る。

エ 利用権設定等による担い手への農用地の面的集積を図る。

農用地利用についての利用権の設定又は農作業受委託を希望する農用地所有者は集落の代表者や農地流動化委員等を通じて市、農業委員会等に申し出る。

オ 担い手への農作業の受委託を推進する。

認定農業者等地域農業の核となる担い手に、基幹的農作業の受委託を推進する。集

落内に担い手がいない集落は地区内の担い手に農作業を委託していく。

### (3) 生活環境の整備等に関する目標

生活環境の整備に関する目標については、市を単位とするが、集落協定の目標の中で集落を単位とすることも選択できる。

ア 農道、農業集落排水等の生活環境の整備を図る。

## 10 実施状況の公表及び評価

市長は、中間年評価として、平成 29 年度の実施状況の確認に併せて平成 29 年度中に集落協定で規定した農業生産活動等として取り組むべき事項、集落マスタープランに定められた計画が実施されているか、自立的かつ継続的な農業生産活動等の進捗状況を確認し、その結果について評価を行う。また、最終年についても、中間年評価に準じた評価を行う。

なお、市長は、当該協定の取り組みが計画どおりに実施されておらず、改善措置を行っても活動目標の達成が困難だと判断した場合には、交付金の次年度以降の停止等を行うことができる。

## 11 その他必要な事項

(1) 土地改良通年施行を行っている農用地も対象とするが、その場合には次の要件を全て満たすこと。

ア 当該年度の6月 30 日までに、国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又は農林漁業金融公庫若しくは農業近代化資金の融資の対象となることの決定又はこれに準ずる措置がなされること。

イ 当該年度内に事業が終了すること。

ウ 集落協定に事業の実施が位置づけられていること。

(2) 現に災害を受けている農用地については、平成 31 年度までの復旧を条件に直接支払交付金の交付対象とすることができる。また、復旧の方法については災害復旧事業実施計画書等により概要を明らかにするとともに、集落協定に位置づけること。

(3) (1),(2)の実施により、協定認定時の対象農用地の要件(地目、傾斜区分)に変更があった場合でも、平成 31 年度まで交付金の交付対象とする。

(4) 田から田以外に地目を変更する場合は、当該農地を変更後の地目の傾斜基準で対象の可否を判定し、対象となる場合は変更後の地目の区分に該当する単価とするものとする。ただし、地目を変更することによって対象要件を満たさなくなった場合は、平成 31 年度まで変更後の地目の区分の緩傾斜の単価を適用するものとする。







# 鳥 取 県 倉 吉 市 全 図



赤色地 = 2号事業 (中山間地域等直接支払)



Legend table with various symbols and text for map features.

鳥取県倉吉市

鳥取県倉吉市